第1回第吹田市立中学校部活動管理運営業務プロポーザル選定委員会【議事概要】

| 開催日 | 令和5年10月24日(火)午前||:00~午前||:50

2 開催場所 吹田さんくす3番館 第2会議室

3 出席 者 委員長:学校教育部教育未来創生室長

委 員:都市魅力部文化スポーツ推進室長

地域教育部次長(放課後子ども育成室長兼務)

地域教育部青少年室長

事務局: 学校教育部教育未来創生室

4 案 件

(1) 吹田市立中学校部活動管理運営業務公募型プロポーザル実施要領(案)の承認について

5 議事要旨

委員長:出席者数の確認(委員5名中4名出席)を行い、定足数を満たし、本会議が成立していることを確認。

事務局:案件(I)資料についての説明。

【質疑応答】

委員:募集要項の3で、質問の受付が11月7日(火)から11月20日(月)までで、質問に対する回答が11月28日(火)となっている。参加表明等の受付が11月20日(月)だが、質問に対する回答を受けてから、参加表明する事業者もいるのではないか。

事務局:質問の受付を、11月13日(月)までとし、質問に対する回答(最終)を11月17日(金) とし、参加表明等の受付よりも前に設定する。

委員:募集要項の9(2)アで、プレゼンテーション時の出席人数の上限や、名札等の事業者名が 特定できるものを着用しないように示した方がよいのではないか。

事務局:「プレゼンテーションでは、提案事業者の出席者は3人までとし、事業者名称を特定できるもの(名札・バッジ等)を着用しないこと。」を追記する。

委員:募集要項の9(2)イで、「評価点(全委員の採点結果の合計点)について、満点の5割以上を獲得」となっているが、設定として低くないか。

事務局:「評価点(全委員の採点結果の合計点)について、満点の6割以上を獲得」に変更する。

委員:審査基準 I (I)の審査項目が「指導者の確保・配置」だが、「①質の高い指導者を確保するための方策」と「②指導者の選定基準」、では「配置」についての項目がないのではないか。

- 事務局:審査基準 I (I)「①指導者の選定基準及び確保するための方策」と「②各学校への指導者の配置基準」と変更する。
- 委員: 第三中学校の陸上競技部は今後拠点校となる予定だが、人数として大幅に増加した場合 等は想定しているのか。
- 事務局: 拠点校となり他校の生徒の入部数は未定だが、第三中学校は、実施部活動も少ないため、グラウンドでの活動ならば指導者の目の届く範囲で活動ができると想定している。
- 委員:指導時間と準備・片づけの時間は別なのか、それとも同じなのか。時間を明確にしておかなければ、準備・片付けを残したまま指導者が帰るというようなことにならないか。
- 事務局:仕様書 5(3)ウの「部活動指導(安全管理を含む)」を「部活動指導(準備・片付け・安全管理を含む)」として、業務内容として位置づける。仕様書 7(2)に「指導時間は、下記アからウまでの時間に準備・片付けに要する時間を加えた時間とする。」を追記する。
- 委員: 例外的な対応で、熱中症対策における部活動の履行ができない場合、事業者の都合か学校の都合となるのかどちらになるのか。事業者の都合とするには少し厳しい気もするが。
- 事務局:「吹田市課外クラブ・部活動のあり方に関する方針」に従い実施していると活動日の振替が難しいため仕様書7(3)ア「受託書の都合によって、(中略)代替員により業務を履行すること。」とし、日程を変更せず履行することとしている。

天候による警報や感染症等による中止も他の部活動と同様の扱いであることから、学校都合として位置づけているため仕様書7(3)イ「学校の都合(行事や休校、下校措置等)によって部活動指導の遂行が急遽不可能になった場合は、受託者と協議の上、『可能な限り』他の日に指導を行うこと。」とし、「可能な限り」を追記した。

委員:学校と事業者の役割分担を書かなくてもよいのか。

事務局:業務内容に誰が対応するかを記載している。そのため、一覧として別表は作成しない。

委員長:以上の意見を踏まえ、吹田市立中学校部活動管理運営業務公募型プロポーザル実施 要領(案)を承認してよいか。

委員:了承する。